

令和5年5月8日  
独立行政法人勤労者退職金共済機構

## スチュワードシップ活動状況の概要

独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）は、金融庁より公表された「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の趣旨に賛同し、これを受け入れることを平成26年8月に表明しました。また、平成29年11月30日、令和2年9月23日には、それぞれ平成29年5月29日、令和2年3月24日に改訂された本コードの趣旨に賛同し、各原則に基づく方針を一部改訂しました。機構のスチュワードシップ活動は、サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）の向上を通じて、受益者に対して長期安定的な利益をもたらすことを目的としています。

機構は、公的機関のアセットオーナーとして、個別企業の経営に直接的に干渉することを避けるため、民間企業の債券や株式の運用をすべて委託しています。このため、運用受託機関の活動を通じてスチュワードシップ責任を果たすよう努め、運用受託機関に対しては、各機関が実施しているスチュワードシップ活動の状況（エンゲージメントおよび議決権行使）について報告と説明を求めることとしています。この際、運用受託機関において、それぞれの運用戦略に応じ、どのようにサステナビリティが考慮されているかについて、確認しています。

令和4年度における当機構のスチュワードシップ活動と、令和3年7月から令和4年6月の期間における運用受託機関の活動の概要は、以下のとおりです。

### 1. 令和4年度における当機構スチュワードシップ活動内容

当機構では、平成29年の日本版スチュワードシップ・コード改訂においてアセットオーナーの役割が明記されたことに加え、一般の中小企業退職金共済制度（以下、「中退共」という。）自身のガバナンス体制が整備されたことから、平成30年度からスチュワードシップ活動への取り組みを一段と充実させました。令和4年度は、5巡目の実施となります。

具体的な活動内容としては、再改訂版スチュワードシップ・コードの原則1の指針1-3※を踏まえ、前年度に引き続き運用機関とのエンゲージメントを、運用受託機関によるスチュワードシップ活動報告会と、運用受託機関の親会社のトップマネジメントとの面談の2層構成で実施いたしました。

※「アセットオーナーは、最終受益者の視点を意識しつつ、その利益の確保のため、自らの規模や能力等に応じ、運用機関による実効的なスチュワードシップ活動が行われるよう、運用機関に促すべきである。（以下略）」

運用受託機関の親会社のトップマネジメントとの面談を実施するのは、グループ全体としての資産運用分野に関する長期的戦略や資源投入の決定権限を有しているためです。

運用受託機関の親会社は、利益相反の回避（ファイヤーウォール）の観点から運用受託機関の個々の投資判断や活動に干渉することはありませんが、本邦の金融市場や資産運用業界全体に関する広い見地からの意見交換は、双方に重要な気付きをもたらしてくれる貴重な機会となっています。

この様なスチュワードシップ活動による運用受託機関との対話を通じて、投資先企業の企業価値向

上や持続的成長に寄与するように努めています。

令和4年度に実施したスチュワードシップ活動の概要は以下のとおりです。

#### (1) 運用受託機関毎のスチュワードシップ活動報告会等

合同運用資産（中退共、建設業退職金共済制度（以下、「建退共」という。）、清酒製造業退職金共済制度、林業退職金共済制度（以下、「林退共」という。））における国内株式および外国株式の運用受託機関11社の令和3年7月から令和4年6月までのスチュワードシップ活動について、アセットマネジャーから説明を受ける報告会を、令和4年9月から10月にかけて開催しました。なお、令和4年4月から建退共の資産も合同運用資産に加わりました。

令和4年度も理事長が参加し、各運用受託機関のスチュワードシップ活動に係る基本方針や体制等の確認を行ったほか、エンゲージメントと議決権行使の関係や重視するESG課題、投資先企業の非財務情報の開示に向けた取り組み等について確認し、意見交換等を行いました。

スチュワードシップ活動に関する意見交換では、公的機関のアセットオーナーの立場からは、引き続きスチュワードシップ活動に積極的に取り組む意向を表明した上で、特に留意しているESG課題として、以下の2つを挙げました。1つは社会（S）要素で、中小企業退職金共済法の趣旨を踏まえ、また日本の産業構造・サプライチェーンにおける中小企業の重要性と、現在の日本では「ヒト・モノ・カネ」の経営資源の中で「ヒト」が最も希少になっていることに鑑み、大企業だけでなく中小企業も含めた労働環境の改善や多様化（diversity）への取組が重要であること、もう1つは、環境（E）要素で、カーボンニュートラルに向けた取組においては、日本の産業構造に照らし、炭素ガスの排出量削減も然ることながら吸収を図ることが必要であり、そのためには日本の国土の3分の2を占める山林を、日本固有の里山文化も活かして活用することが望ましいと考えられること、です。

また、運用受託機関におけるスチュワードシップ活動の実施体制について、サステナビリティの観点から、本来あるべき企業との建設的な対話をしていく為には、ガバナンスに関する見識を有するエンゲージメント担当者の養成が不可欠であること、できるだけトップとの対話を行うべきであること、等の問題意識を伝えました。

今回の報告会を通じて機構が把握した、運用受託機関におけるスチュワードシップ活動の現状と注目点の概要は下記のとおりです。

##### ① 概観

- ・ エンゲージメントで取り上げる話題においては、運用受託機関によって差異があるものの、ESG要素中で環境（E）や社会（S）について新たな課題を設定する傾向がみられました。話題の中心は引き続きガバナンス（G）ながら、今後、環境（E）や社会（S）のウエイトが増す、との声が多く聞かれました。
- ・ 協働エンゲージメントについては、個別企業に対するエンゲージメントについて共同で実施した先はみられず、「一般社団法人機関投資家協働対話フォーラム（IICEF）」や「Climate Action 100+」等の枠組みに参加する形で実施していました。中には、グローバルなイニシアチブに参加し、国際基準策定等に関与する先もみられました。
- ・ 株式以外の資産に関するスチュワードシップ活動については、殆どの先が債券で実施している他、オルタナティブを含む全資産で実施している先も複数あるなど、対象が拡大しつつあることがうかがわれました。

た。

- ・ コロナ禍の影響を、特殊要因としてどのように斟酌するかについては、多くの先が個別判断としていましたが、一部にコロナ禍による業績悪化に配慮した議決権行使基準の一例緩和（ROE 基準等）を継続している先がみられました。
- ・ エンゲージメントの実施にあたっては、何れの運用受託機関も Web 会議やビデオ会議を活用していました。

#### ② 実施体制（ガバナンス、専担部署、要員）

- ・ 一部のブティック型の小規模な運用受託機関を除き、殆どの先が専担部署を設置しています。専担部署を設置している先では、引き続き、体制強化や人員増強が図られており、特に ESG に関連した要員について、質・量両面から増強を図る先が目立ちました。また増強方法についても、特に外資系では、ESG に関する研修の拡充や気候変動問題に詳しい科学者の採用が複数の先でみられたほか、エンゲージメント要員の業種別担当制導入など、一步進んだ新たな工夫がみられました。
- ・ 役員の関与については、議決権行使の最終判断を担当役員が行う先もあるものの、他部門からの影響を遮断するため、多くの先では、専担部署が判断し、判断結果について、そのモニタリング部署から取締役会ないし経営会議に報告が行われる形がみられました。また、専担部署が判断を行う先でも、重要案件については、殆どの先が役員の参加する委員会や会議体での審議対象としていました。

#### ③ 利益相反の管理体制

- ・ 利益相反の管理については、各社において、そのためのガバナンス体制が整備されていることを確認しました。

具体的には、スチュワードシップ担当部署と営業担当部署間の人事異動や接触の制限のほか、議決権行使に関する内部監査部署による点検を制度化している先が多くみられました。

また、利益相反問題が生じ得る関係会社における議決権行使については、外部の議決権行使助言機関の利用が一般的となっています。ただし、利用方法については運用受託機関によって違いがあり、第三者性を重視してそのまま適用する先と、参考にしつつも最終的には責任投資委員会等が判断する先が相半ばしています。また、ごく一部ながら、関連会社の株式については議決権を行使しない、という先もみられました。

なお、日本版スチュワードシップ・コード再改訂版では、運用機関に対し、利益相反防止のために整備したガバナンス体制を公表することが求められていますが、全ての運用受託機関において公表されていることを確認しました。

#### ④ 議決権行使

- ・ 議決権行使のガイドラインについては、昨年度に続き、政策保有株式の取り扱い、独立社外取締役の割合の基準引き上げ、取締役の多様性等のコーポレートガバナンス・コード再改訂、東京証券取引所の市場区分変更等に沿った改訂の動きがみられました。

「政策保有株の取り扱い」については、一定の基準を設けてそれに抵触する場合は議決権行使において代表取締役の選任に反対するとした先が増え、基準も厳格化する傾向がみられました。基準を設けていない先からは、エンゲージメントを行っているところに関しては合理的な理由説明を求め、縮減を促すとの報告を受けました。また、基準を設けている先においても、エンゲージメントを行っているところに関しては議決権行使の前に企業と議論を行うとの事でした。

「独立社外取締役の割合」については全ての先が取り入れていますが、支配株主等の有無に加えて、東証の市場区分によって基準を分ける先が一部ありました。また、独立社外取締役の独立性について、殆どの先が年数制限を導入しており、その基準を厳格化する傾向となっています。

「取締役の多様性」についての基準を設けた先は増加しましたが、殆どの先が適用対象を企業規模に基づいて絞り込んでいます。対象とする企業規模の基準は社によって差がありました。

- ・ コロナ禍の影響については、令和3年度同様に多くの先が何らかの考慮をしていましたが、議決権行使基準を一律に緩和した先はごく一部に止まり、多くの先は企業毎の事情を勘案した個別対応を行っていました。
- ・ 外部の議決権行使助言機関は、国内株式、外国株式を問わず、全ての先が利用していましたが、利益相反問題が生じ得る関係会社における議決権行使以外については、自社での判断の参考意見として利用する方法が一般的であり、行使結果は必ずしも助言会社の助言内容に沿うものではありませんでした。

なお、日本版スチュワードシップ・コード再改訂で新設された原則8において、議決権行使助言会社等機関投資家向けサービス提供者に対し、利益相反管理体制の整備・公表や、個々の企業に関する正確な情報を得るための人的・組織的体制の整備・公表、企業との積極的な意見交換等が求められましたが、この原則を踏まえ、議決権行使助言会社に働き掛けを行うとの方針を示した先は、昨年同様に一部に止まりました。

- ・ 議決権行使を巡っては、欧州では、運用受託機関とアセットオーナーをインターネットで結び、議決権行使に際してアセットオーナーの意見が分かれた場合に、その割合に応じた投票 (Split Voting) を可能にするプラットフォーム提供サービスが始まっているとの話もありました。これまでの運用受託機関が定める議決権行使基準や、議決権行使助言機関の助言に基づく対応とは異なる新たな動向です。IT技術の進歩が、従来は考えられなかつたような対応を可能にしており、今後の動向を注視する必要があると思われます。

## ⑤ エンゲージメント（内容）

- ・ 実施に当たっては、殆どの先が、株式運用担当部署のアナリストと、スチュワードシップ担当部署の専担者が協働で取り組む体制を採っています。株式運用担当部署のアナリストが兼務で取り組んでいる先もごく一部ながらありますが、これは、銘柄選定前からエンゲージメントを行っている当該企業担当者によるもので、エンゲージメントの内容はむしろ充実したものと思われました。
- ・ 内容については、体制や投資スタイルにより差がありました。

アクティブ運用では、株式運用担当部署が主導し、テーマ選定を含めてボトムアップで個別企業の固有事情に照らしたエンゲージメントが行われている傾向がみられました。このため、対象となる企業の数が限られる、ガバナンス（G）に関連したテーマが中心になる、という傾向がみられました。

ただし、一部のブティック型のアクティブ運用においては、サステナビリティ関連については、対応が不足した場合におけるリスク要因として、エンゲージメントは最低限のもの（規制機関の監視対象となるものや児童労働など）に絞っている先もみられました。

また、アクティブ運用の中でもクオンツ運用とスマートベータについては、パッシブ運用を扱っている運用受託機関で扱われているケースが多く、パッシブ運用と一緒に取り組まれているケースが一般的でした。

一方、パッシブ運用では、スチュワードシップ担当部署主導の下で運用受託機関全体としてトップダ

ウンで決められた共通テーマについて、幅広い企業に画一的なエンゲージメントが行われる傾向がみられました。テーマについては、ガバナンス（G）の比率が最も高いものの、アクティブ運用に比べ、環境（E）や社会（S）のテーマが多く選択される傾向がみられました。また、気候変動問題を中心としたテーマに加え、環境（E）では生物多様性、社会（S）では人的資本、ウェルビーイング等の新たな課題設定をした先もありました。

- ・ エンゲージメントにおける踏み込み方については、現状や今後の方針についての質問・確認、問題の指摘等を通じて、相手先の気付きや対応の加速を促し、その結果をフォローアップする、という手法が一般的でした。ただ、一部には、積極的に問題解決のための施策を提案するまで踏み込んでいる先がみられました他、TCFD 開示やダイバーシティについては、進んでいる先の事例紹介などを行っている先がみられました。
- ・ また、施策を提案している先では、エンゲージメントの成果について、問題点に関する認識の共有、改善施策の策定・実施、事態の改善等の状況に応じたランク付けやマイルストーン管理を行っているケースもみられました。
- ・ 協働エンゲージメントについては、個別企業に対するエンゲージメントで実施している先はみられませんでした。一方、大手運用機関を中心にグローバルなイニシアチブには多くの先が参加しています。一部の先はイニシアチブの設立段階から参画しており、ESG 関連の国際基準策定にも関与しています。  
なお、イニシアチブ参加先からは、ESG 関連の国際基準策定について、日本の官庁の対応が後手に回り、アセットオーナーの関心が薄いことに対する懸念と危機感が、共通して聞かれました。

## （2）大手運用機関トップとの面談

- ・ 平成 30 年度より、機構理事長が、生命保険会社、信託銀行、証券会社、銀行持株会社といった本邦運用受託機関の親会社のトップマネジメントや、外資系運用受託機関のグローバルでの運用ライントップないしスチュワードシップ責任者と建設的な対話（以下、トップ面談）を行っています。令和 4 年度は、資産運用業務の長期的戦略や ESG 課題において、後述する当機構が意識をしている点について議論を行い、問題意識を共有しました（令和 4 年 10 月～令和 5 年 1 月実施）。

### ① 趣旨

- ・ 当機構にとってのスチュワードシップ活動は、投資先企業に対してスチュワードシップ活動（エンゲージメント、議決権行使など）を実施する運用受託機関が実効的かつ適切なスチュワードシップ活動を行えるように、建設的な対話を行うことです。
- ・ 運用受託機関の選考過程や報告会での対話等を通じ、本邦資産運用会社と外資系運用会社の差が大きいことを実感したことから、インフラ面でも人材面でも、インオーガニックを含む思い切った資源投入と施策が必要との問題意識を持っているため、運用受託機関、グループの資産運用分野への資源投入戦略を議論し得る親会社のトップとの面談を行っています。
- ・ ただし、実施に際しては運用受託機関と親会社の間のファイヤーウォールに抵触しないよう留意しています。

### ② ESG への対応について

- ・ トップ面談の開始以来、中小企業退職金共済法の趣旨に鑑みて、特に「S」に焦点をあててきました。特に、我が国の産業構造上、サプライチェーンの中で中小企業と非正規雇用者が極めて重要な役割を担っ

ていることや、今や我が国では、「ヒト・モノ・カネ」の経営資源の中で最も希少な資源はヒトであることを勘案すると下請企業群や非正規雇用者も含めた中小企業の労働環境改善が重要、との意見を述べてきました。こうした点に配慮できる企業は、持続可能であると考えています。

また、「E」要素については、特に森林資源の管理・活用の重要性について意見を述べました。「E」要素に関しては、世界的に2050年までのカーボンニュートラル達成が目標とされています。しかし、カーボンニュートラル達成に至る移行については、国や地域固有の特性（地理的特性や産業構造等）に応じた移行過程が認められないと、過大な調整コストが発生します。こうした事態を避けるためには、日本の固有事情と望ましい移行過程と方法を積極的に発信して行くことが必要と考えます。

日本の場合、炭素ガス排出量の多い製造業が主要産業である産業構造を勘案すると、炭素ガス排出量削減だけでは足りず、炭素ガス吸収を図る必要があります。こうした中、日本の国土の3分の2は森林であり、里山文化という森林を活用する知恵を持っていること、さらに近年の異常気象多発による地滑りの抑制という観点からも、森林資源の活用が期待されるとの意見を述べました。もちろん、こうした施策が林業界の需要増や活性化に繋がれば、林退共を運営する機関にもメリットがあります。

こうした考え方については、トップ面談でお会いした多くのアセットオーナーと、問題意識を共有することができました。

カーボンニュートラル化の関連では、トランジション・ファイナンスについても意見を交換しました。日本の再生可能エネルギーを巡る環境を勘案すると、炭素ガス排出産業から一気にダイベストメントを行うことは現実的ではなく、適時適切なトランジション・ファイナンスを行うことが重要であるが、こうした実情が欧米には理解されていない、という問題意識が共有されました。

トップ面談先の中には、日本やアジアの固有事情について、独自に欧米当局への働き掛けを実施している先もみられました。

### ③ 資源投入について

- ・ スチュワードシップ活動のうち、エンゲージメントにおいて、企業の経営層と中長期的サステナビリティに繋がる経営そのものに切り込んだ対話を実施できる人材は少なく、実効性のあるエンゲージメントを行うためには、質的にも量的にも人材の養成が急務と思われます。こうしたエンゲージメントに適合した人材は、資産運用分野のみならず債務管理分野や主幹事証券業務のような分野の経験者に見出せるのではないかと考えています。

また、資産運用ビジネスへの取り組み方として、個人顧客相手よりも労力はいるものの、運用機関に対する要求水準が高く、運用機関と対等にエンゲージメント等を行うことができる機関投資家向けビジネスに取り組むことが、運用機関としての実力を向上させ、国際的競争力を高めるためには必要であり、そのためには、この分野への継続的な、また時には思い切った資源投入が必要と考えています。本邦運用機関の国際競争力が強化されれば、本邦の固有事情も勘案されたエンゲージメントや議決権行使が行われ、本邦経済や本邦金融市场の秩序だった発展に繋がるものと思われるからです。

### (3) その他の活動

- ・ 「E」要素における林業の重要性、森林資源の炭素吸収手段としての利用可能性について、政府の審議会メンバーである有識者と個別にディスカッションを行いました。そして、日本の里山文化を守っていくためにも、炭素吸収における国内の森林の有効活用などを促進する統合的な政策の策定について、政府に

発信を促す等、能動的な活動も行っています。

- ・ 機構が公的機関のアセットオーナーとして、今後、スチュワードシップ活動を含むサステナビリティ関連の検討・活動を拡充していくため、高度な専門知識を有する人材を公募し、内定しました。  
また、国連の責任投資原則（PRI）への署名の可否について、コンサルタントも活用して、検討を進めています。

## 2. 議決権行使の状況

機構は運用受託機関から株主議決権行使の状況について報告と説明を受けました。

- 個別議案毎の行使結果公表については、国内株式では運用受託機関全社が実施済みの旨、確認しました。
- 一方、外国株式では、行使結果を公表している運用受託機関は一部にとどまりました。

議案種類別の行使結果は、国内株式については別紙1、外国株式については別紙2のとおりです。

- 対象企業数（延べ数）は前年度と比べて国内株式は増加、外国株式は減少しました。（国内株式 6,901社→7,393社、外国株式 3,624社→3,422社）。

以上

## 令和3年度株主議決権の行使状況(国内株式)

## (1) 運用受託機関の対応状況

全ての運用受託機関(15ファンド、解約ファンドを含む)で議決権を行使している。

## (2) 対象企業数および議案の総数

対象企業数(延べ)は7,393社、議案の総数は82,167議案である。

## (3) 議案別行使状況

議 案		総計	会社提案						株主提案					
			計	賛成	反対	棄権	反対比率	参考:前年度 反対比率	計	賛成	反対	棄権	賛成比率	参考:前年度 賛成比率
会社機関に関する提案 (※)	取締役の選任・解任	60,167	59,994	52,242	7,752	0	12.9%	11.9%	173	8	165	0	4.6%	6.7%
	うち社外取締役	24,133	24,059	20,776	3,283	0	13.6%	12.7%	74	6	68	0	8.1%	14.5%
	監査役の選任・解任	4,781	4,754	4,250	504	0	10.6%	11.6%	27	5	22	0	18.5%	50.0%
	うち社外監査役	3,270	3,255	2,780	475	0	14.6%	16.9%	15	5	10	0	33.3%	50.0%
役員報酬等に関する議案	会計監査人の選任	168	168	168	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0	0	-	-
	役員報酬	2,654	2,622	2,484	138	0	5.3%	6.9%	32	0	32	0	0.0%	20.0%
	役員賞与の支給	402	402	336	66	0	16.4%	17.0%	0	0	0	0	-	-
	退任役員の退職慰労金の贈呈	305	305	58	247	0	81.0%	92.7%	0	0	0	0	-	-
資本政策に関する議案 (定款変更に関する議案を除く)	ストックオプション	270	270	198	72	0	26.7%	18.7%	0	0	0	0	-	0.0%
	剰余金の処分	4,987	4,907	4,748	159	0	3.2%	1.7%	80	17	63	0	21.3%	5.9%
	自己株式取得	74	2	2	0	0	0.0%	-	72	11	61	0	15.3%	6.7%
	合併、営業譲渡・譲受、会社分割等	239	234	218	16	0	6.8%	1.2%	5	1	4	0	20.0%	0.0%
定款変更に関する議案	定款変更に関する議案	7,847	7,086	7,017	69	0	1.0%	2.3%	761	67	694	0	8.8%	8.1%
	買収防衛策に関する議案	204	204	11	193	0	94.6%	96.3%	0	0	0	0	-	100.0%
その他の議案		69	54	41	13	0	24.1%	21.6%	15	0	15	0	0.0%	0.0%
合 計		82,167	81,002	71,773	9,229	0	11.4%	11.4%	1,165	109	1,056	0	9.4%	8.3%

※取締役・監査役・会計監査人の選任については、1候補者につき1議案としている。

※反対比率・賛成比率は、各議案数に占める割合。

## (4) 行使概要

- 行使対象議案数82,167議案のうち、会社提案議案は81,002議案であった。行使結果は、賛成71,773議案、反対9,229議案(反対比率11.4%)、棄権0議案であった。会社提案議案に対する反対比率は、前年度と同じであった。
- 議案の内容別にみると、“退任役員の退職慰労金の贈呈”、“買収防衛策”に関する反対比率が高いが、反対比率は前年度よりやや低下した。”取締役選任”の反対比率は前年度より上昇した。コロナの影響は殆どの運用機関で個別判断としている。
- 株主提案議案数は1,165議案で、全体の約1.4%であった。うち、賛成109議案(賛成比率9.4%)、反対1,056議案であった。株主提案議案に対する賛成比率は、前年度より上昇した。

## 令和3年度株主議決権の行使状況(外国株式)

## (1)運用受託機関の対応状況

全ての運用受託機関(14ファンド、解約ファンドを含む)で議決権を行使している。

## (2)対象企業数および議案の総数

対象企業数(延べ)は3,422社、議案の総数は47,504議案である。

## (3)議案別行使状況

議 案	総計	会社提案						株主提案						
		計	賛成	反対	棄権	反対比率	参考:前年度 反対比率	計	賛成	反対	棄権	賛成比率	参考:前年度 賛成比率	
会社機関に関する提案 (※)	取締役の選任・解任	25,763	25,737	24,255	1,429	53	5.6%	6.4%	26	15	11	0	57.7%	72.5%
	監査役の選任・解任	475	405	313	92	0	22.7%	14.9%	70	39	31	0	55.7%	55.6%
	会計監査人の選任	3,135	3,116	3,082	34	0	1.1%	0.6%	19	10	9	0	52.6%	75.0%
役員報酬等に関する議案	役員報酬	5,006	4,937	4,293	641	3	13.0%	13.8%	69	19	50	0	27.5%	41.4%
	役員賞与の支給	32	32	28	4	0	12.5%	0.0%	0	0	0	0	—	50.0%
	退任役員の退職慰労金の贈呈	9	7	4	3	0	42.9%	36.8%	2	2	0	0	100.0%	100.0%
	ストックオプション	895	894	762	132	0	14.8%	10.8%	1	0	1	0	0.0%	100.0%
資本政策に関する議案 (定款変更に関する議案を除く)	剰余金の処分	1,194	1,185	1,181	3	1	0.3%	0.6%	9	0	9	0	0.0%	—
	自己株式取得	918	917	888	29	0	3.2%	1.6%	1	0	1	0	0.0%	50.0%
	合併、営業譲渡・譲受、会社分割等	1,950	1,944	1,780	164	0	8.4%	7.5%	6	5	1	0	83.3%	100.0%
定款変更に関する議案	900	643	601	42	0	6.5%	7.0%	257	165	92	0	64.2%	63.0%	
買収防衛策に関する議案	196	184	173	11	0	6.0%	9.7%	12	8	4	0	66.7%	80.0%	
その他の議案	7,031	5,094	4,639	432	23	8.5%	6.8%	1,937	889	1,047	1	45.9%	61.4%	
合 計	47,504	45,095	41,999	3,016	80	6.7%	6.7%	2,409	1,152	1,256	1	47.8%	61.7%	

※取締役・監査役・会計監査人の選任については、1候補者につき1議案としている。

※反対比率は、各議案の総計に占める割合。

## (4)行使概要

- 行使対象議案数47,504議案のうち、会社提案議案は45,095議案であった。行使結果は、賛成41,999議案、反対3,016議案(反対比率6.7%)、棄権80議案(棄権比率0.2%)であった。会社提案議案に対する反対比率は、前年度と同じであった。
- 議案の内容別に見ると、議案数の多い“取締役の選任・解任”“役員報酬”の反対比率は前年度より低下、“会計監査人の選任”“ストックオプション”“資本政策に関する議案”的反対比率は上昇した。議案数は少ないものの“監査役の選任・解任”、“役員賞与の支給”的反対比率は上昇した。
- 株主提案議案数は2,409議案で、全体の5.1%であった。うち、賛成1,152議案(賛成比率47.8%)、反対1,256議案、棄権1議案であった。賛成率の低下は、米SECが従来対応していたノーアクションレターが発行されなかつたため、企業経営を過度に制約する内容の提案が増えた事によるとの事であった。